

知事コメント (関与取消訴訟の提起について)

沖縄防衛局長から申請のあった小型サンゴ類の特別採捕許可申請について農林水産大臣からは是正の指示を受けた件に関し、本日、当該指示の取り消しを求めて、地方自治法第251条の5の規定に基づき違法な国の関与の取消訴訟を提起しました。

県は、令和2年3月30日付けで国地方係争処理委員会に対して、農林水産大臣が行った是正の指示を取り消すべきであるとの勧告を求める審査申出を行いましたが、去る6月19日、同大臣の是正の指示は違法でないとする決定がなされ、これに不服があることから提訴したものです。

国地方係争処理委員会の決定は、沖縄県漁業調整規則やサンゴ類に係る特別採捕許可の審査基準における必要性や妥当性等の内容について具体的に判断を示すことなく、県が慎重な審査が必要であると主張する内容については退け、沖縄防衛局の設置した環境監視等委員会の助言等をことさら重く見る偏った判断をし、農林水産大臣の是正の指示を容認する結論を導いています。

また、同決定は、地方自治法が「国の地方公共団体に対する関与は必要最小限のものでなければならない」と定める関与の基本原則の観点からの判断をしておらず、この点にも問題があると言わざるを得ません。

一般的に、サンゴ類はそれぞれの種に適合した環境に分布して生息しており、水産資源の保護培養の観点からは、本来、移植対象となる約4万群体のサンゴ類も現在の場所でそのまま生息し続けることが望ましい状態であります。

たとえ、埋立事業によって失われるサンゴ類を避難措置として移植する場合であっても、移植によって死んでしまうサンゴを最小限にする努力が求められなければならない、安易な移植事業が開発事業の免罪符とならぬよう、慎重な審査が必要となります。

このようなことから、本件申請のように短期間に約4万群体のサンゴ類を移植する行為は、移植先に与える影響も大きいことから、移植による環境変化や漁場の荒廃などを考慮しなければなりません。また、移植計画の内容が、移植後のサンゴ類の生存に最大限配慮した妥当性の認められるものになっているか、水産資源の保護培養の観点から問題がないかなど、慎重な審査が必要であることをこの裁判で主張することとしております。

今回の農林水産大臣の是正の指示は、法令に基づき知事に与えられたサンゴ特別採捕許可事務の権限を、知事が行使する前に、具体的に許可しなさいと大臣が命じたもので、知事の判断権限を奪うことになりかねず、地方自治の観点から大きな問題があることについてもしっかりと主張してまいります。

裁判所におかれては、このようなことを踏まえ、本件のような農林水産大臣の是正の指示が、沖縄県漁業調整規則や地方自治法の趣旨に照らし、沖縄県の自主性及び自立性を尊重したものであるといえるのか、公正な判断をしていただきたいと考えております。

令和2年7月22日

沖縄県知事 玉城 デニー